

鳥取県特別栽培農産物認証団体一覧表（令和2年度第2回）※注1

生産登録日：令和2年10月8日

生産登録番号	認証団体名	住所	認証作物	化学肥料 (窒素分量) 削減割合	節減対象農薬 (農薬) 削減割合 ※注2
2-21	株式会社竹内クレーン工業 代表取締役 竹内 秀明	鳥取市数津37-1	イチゴ	8割	5割
2-23	因幡環境整備株式会社 代表取締役 國岡 稔	鳥取市用瀬町美成323-1	タマネギ、コマツナ、ホウレンソウ、キャベツ、ハクサイ、ブロッコリー	5割又は不使用	不使用又は節減不使用
2-24	有限会社みどり農産 山崎 俊宏	鳥取市気高町常松320-3	アスパラガス	不使用	5割
2-25	ひまわり健康野菜部会 安養寺 寿美子	鳥取市赤子田319-2	タマネギ、ニンニク、ルッコラ、ミズナ、ワサビナ、コマツナ、青ネギ、パセリ、ターサイ、キャベツ、リーフレタス、ノラボウナ	不使用	不使用
2-26	石谷 隆	鳥取市青谷町絹見201	ビワ	不使用	不使用
2-27	小木 敏雄	鳥取市青谷町絹見206	ビワ	不使用	不使用
2-28	畑中 純子	鳥取市気高町八東水1286	ニンジン、ダイコン	不使用	不使用
2-30	牧田農園 牧田 浩司	倉吉市駄経寺町284-4	モモ	不使用	6割
2-31	松本 清志	東伯郡琴浦町大字倉坂145	タラの芽	不使用	不使用
2-32	いいだファーム 飯田 鈴子	東伯郡北栄町大島758	ブラックベリー	不使用	不使用
2-33	鳥取中央農業協同組合 中央営農センター ゆきっこ大根生産部 部長 小谷 彰仁	倉吉市横田150番地	ダイコン	不使用	6割
2-34	吉村 俊則	米子市上福原6-3-8	イチジク、モモ、ブドウ、ビワ、ミカン、ナシ、ウメ、ルッコラ、タカナ、エンドウ、カブ、キャベツ、小カブ、ラディッシュ、コマツナ、ホウレンソウ、葉ダイコン、シュンギク、ソラマメ、ダイコン、タマネギ、チンゲンサイ、ナバナ、ミズナ、ハクサイ、パセリ	不使用	不使用又は節減不使用
2-35	狩野 良昭	米子市河崎1424-8	ジャガイモ、ニンニク、タマネギ、ダイコン、ニンジン、ラッキョウ	5割	5割又は6割又は7割又は8割又は9割
2-36	藤原 清道	西伯郡南部町円山232	ジャガイモ、ダイコン、タマネギ、キャベツ、レタス、エンドウマメ、ハクサイ	5割又は6割	不使用又は節減不使用又は7割又は8割
2-37	コーワ建設有限会社 代表取締役 阿部 充	境港市高松町1223	ニンニク	8割	6割

※注1 生産登録内容の公表を希望された団体のみ掲載しています。
記載内容は生産登録段階(計画)の数字です。実際の削減割合等については、個別に確認が必要です。

※注2 節減対象農薬(農薬)削減割合欄の記載方法

- (1) 農薬を栽培期間中に全く使用しない場合は「不使用」と記載。
- (2) 「種子消毒した種子しか購入できず、栽培期間中に節減対象農薬を使用しない場合」又は、「有機JAS規格で使用可能な農薬のみを使用する場合」は、「節減対象農薬不使用」と記載。
- (3) 「節減対象農薬を使用する場合」は「〇割」と記載。
*「節減対象農薬」とは、「化学合成農薬」から「有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬」を除外したものをいいます。
なお、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除きます。